



# ■ 企業の社会的責任

Corporate Social Responsibility

---



コーポレート・ガバナンス

40

社会・環境への取り組み

44

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでいます。

### コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### コーポレート・ガバナンス体制

##### i 会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けています。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしています。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者からなるアドバイザリー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを推進しています。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成され、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めています。

##### ii 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行ってきました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取り組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めていきます。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

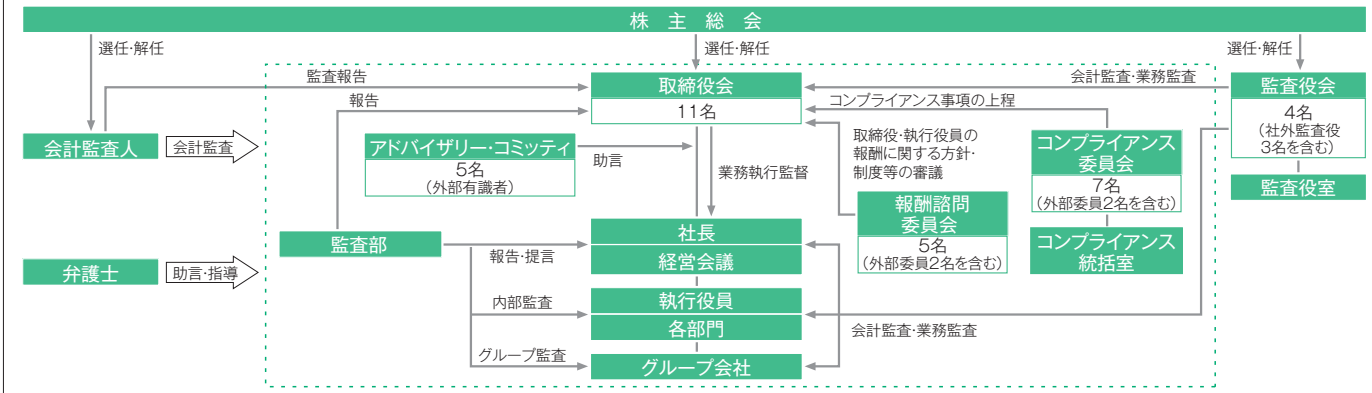
コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役・執行役員及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めています。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、役職員を対象にした各種研修等を通じて教育啓蒙活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めています。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしています。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融



■ 当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図



商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、信頼性の維持向上を図っています。

内部監査体制については、監査部(当連結会計年度末現在24名)が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に保存管理しています。

その他重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程(以下、「責任権限規程」)に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っています。

その他のリスクの把握・報告については責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しています。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っています。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部とし

て緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えています。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに業務執行を監督しています。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っています。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しています。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めています。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「すべてのステークホルダーの方々に『かけがえないDelight』を約束・実現していく」ことをJTグループミッション「JTブランディング宣言」として定め、グループ内で共有しています。

グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っています。

また、コンプライアンス体制(通報体制を含む)、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しています。

#### 6. 監査役の職務を補助する使用人及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしています。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しています。また、上記の他、取締役・執行役員及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っています。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しています。取締役・執行役員及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しています。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しています。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっています。

また、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

#### 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、密輸や偽造の違法取引に関与する組織とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。

また、これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かいます。

#### 2) 反社会勢力排除に向けた整備状況

上記の「反社会的勢力に向けた基本的な考え方」は、当社の「行動指針」に明記し、社員に周知徹底しています。社内体制としましては、本社総務部を対応統括部署と定め、全国の支店に対応責任者を設置しており、警察当局、関係団

体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めています。

また、不当要求等に対して当社が講ずるべき措置については、企業防衛対応マニュアルに定めており、全国の事業所に常備するとともに、グループ企業を含む社員等に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行っています。

### iii 監査役監査及び会計監査の状況

#### <監査役監査及び会計監査>

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めています。

会計監査人(監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しています。2008年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

五十嵐 達朗 氏(3年)、桃木 秀一 氏(3年)、  
飯塚 智 氏(1年)、

(注)( )内の数字: 連続して監査関連業務に社員として関与した年数

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 8名、会計士補 7名、その他 4名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されていますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めています。

### iv 役員報酬及び監査報酬

当期における取締役及び監査役に対する役員報酬等、及び監査法人トーマツに対する監査証明に係る報酬等は以下のとおりです。

#### <役員報酬等>

取締役及び監査役に対する役員報酬等

|          |        |
|----------|--------|
| 取締役 11名: | 664百万円 |
| 監査役 4名:  | 78百万円  |

(注)当連結会計年度末日において在任の取締役及び監査役に対する報酬を記載しています。なお、役員報酬等には退職慰労金(2007年6月22日付をもって、退職慰労金制度を廃止していますので、役員退職慰労引当金の2007年4月から2007年6月までの期間における増加額)を含めています。また取締役の役員報酬等には役員賞与及びストックオプション報酬を含めています。

### <監査証明に係る報酬等>

当社、当社及び当社の連結子会社が監査法人トーマツと締結した監査契約による、「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく監査証明に係る報酬等は以下のとおりです。

(当社との契約に基づくもの)

公認会計士法第2条第1項に

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 規定する業務に基づく監査証明に係る報酬: | 169百万円 |
| 上記以外の報酬:             | 80百万円  |
| 合計:                  | 250百万円 |

(当社及び当社の連結子会社との契約に基づくもの)

公認会計士法第2条第1項に

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 規定する業務に基づく監査証明に係る報酬: | 253百万円 |
| 上記以外の報酬:             | 91百万円  |
| 合計:                  | 345百万円 |

### 当社と当社の社外監査役の利害関係の概要

当社の社外監査役は3名です。そのうち、村山弘義氏は三菱電機㈱の社外取締役であり、当社は同社との間に軽微な取引はありますが、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。

なお、その他2名の社外監査役については、該当する事項はありません。

### 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めています。

### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

### 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めています。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

### 役員報酬決定の概要

役員報酬については、株主総会で承認していただいた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しています。

当社では、会長、社長、人事担当取締役と外部委員2名とで構成された報酬諮問委員会での審議を踏まえ、2007年4月27日開催の取締役会において、取締役及び監査役それぞれの職責と役割に応じたものとするを基本とする役員報酬制度の見直しを行うことを決定しました。

取締役については、業績達成への動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とすること、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期的な企業価値と連動した報酬制度を導入することとしました。具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬については、月例の基本報酬に加え、単年度の業績等を反映した年次賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、執行役員を兼務しない取締役の報酬については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監査機能を果たすことが求められることから、月例の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。

監査役の報酬については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、業績連動性を重視した取締役と同様の報酬制度とはせず、基本報酬に一本化しました。

なお、上記報酬制度の見直しに伴い、退職慰労金制度については、取締役及び監査役ともに、2007年6月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

当社グループは、様々な企業活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。事業環境及び地球環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、継続的な活動に取り組んでいます。



### 地球環境保全への取り組み

JTグループにとって、地球環境保全への取り組みは自らの社会的責任を果たす上で不可欠な要素であり、経営の最重要課題の一つです。

JTでは1995年5月に「JT地球環境憲章」を策定し、地球環境保全活動に取り組んできましたが、事業の多角化、グローバル化の進展にあわせ、2004年3月、「JTグループ環境憲章」に改訂し、事業活動を行うすべての国や地域において良識ある企業市民として行動し、企業活動と環境との調和に向け、JTグループ全体で取り組みを推進しています。

(取り組みの詳細については、「CSR報告書2008」をご覧ください。)

#### JTグループ環境行動計画

JTグループでは、2004年に「JTグループ環境憲章」の理念を実現するための具体的な環境保全活動の中期計画「JTグループ環境行動計画(2005-2008)」を策定し、各事業部門及びグループ会社がその目標達成に取り組んでいます。

#### グループ環境マネジメント

JTグループでは環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001に基づいた体制の構築を推進しています。JTの国内14工場、海外たばこ事業部門JT Internationalの16工場及び国内のたばこ事業、医薬事業、食品事業19社の中の

製造系事業所は2007年3月期までにISO14001の外部認証を取得しています。製造系事業所に比べ、環境負荷の少ないJTの本社、支店、研究所等のオフィス系事業所、グループ会社については、ISO14001に準拠したJT独自の環境マネジメントシステムを導入しています。

今後は、グループ企業における環境マネジメント対象の拡大に取り組んでいきます。

#### 地球温暖化防止の取り組み

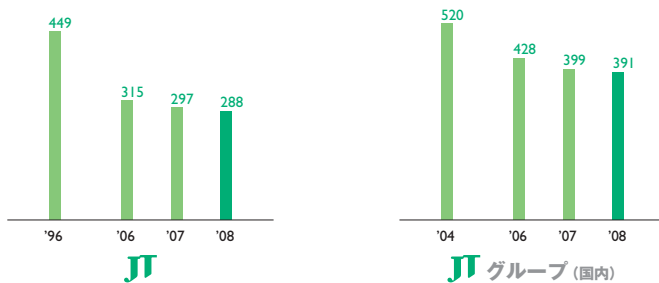
JTグループでは、地球温暖化防止には二酸化炭素排出量の総量を削減することが重要と考えています。国内JTグループでは2009年3月期までに2004年3月期比で20%削減、JTでは、1996年3月期比32%削減という目標を掲げ、地球温暖化防止に積極的に取り組んでいます。省エネルギー推進プロジェクトによる空調運転の効率化や、夜間電力の活用、燃料転換に取り組んだ結果、2008年3月期の二酸化炭素排出量はJTで35.8%減(1996年3月期比)、国内JTグループで24.8%減(2004年3月期比)を達成しています。今後とも更なる削減に向けた努力を続けていきます。

#### 水使用量削減の取り組み

JTグループでは、たばこ、食品を製造する過程で貴重な天然資源である水を使用しています。JTグループの製造系事業所では、排水処理の管理といった水質の保全に加え、製造工

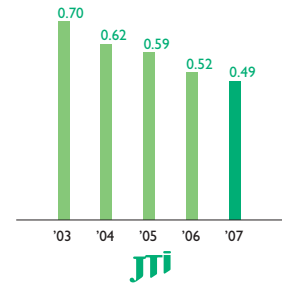


■ 二酸化炭素排出量の推移  
(千t-CO<sub>2</sub>)



(3月31日終了年度)

■ たばこ百万本当たり二酸化炭素排出量  
(t-百万本)



(12月31日終了年度)

程の改善や集約化による設備面の改善や水の使用方法を見直す最適化プロジェクト、水の再使用等により、水の使用量の削減に取り組んでいます。

これらの取り組みの結果、2008年3月期は、水使用量について、JTで1996年3月期比約60.5%減、JTグループで2004年3月期比約46.9%減となりました。

### 資源の有効利用の取り組み

限りある資源を大切にするため、事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制とそれらの再使用、リサイクルにJTグループの製造系、オフィス系事業所で取り組んでいます。

2008年3月期の国内のJTグループの廃棄物発生量は、2004年3月期比14.3%減となり、36事業所がゼロエミッションを達成し、再資源化率は97.7%となりました。

JTでは26事業所(16工場、10支店等)がゼロエミッションを達成し、再資源化率は、工場で99.9%、本社で99.7%、オフィス系事業所で82.6%です。

### 海外における地球環境保全の取り組み

JTIの製造拠点は、Gallaher統合の結果、25カ国30以上となりました。ISO14001の外部認証については、統合前に取得した16工場に加え、2010年までにはJTIの全工場が取得する計画です。

JTIが地球環境保全の活動指標としているたばこ100万本

当たり二酸化炭素排出量、エネルギー使用量、水使用量はいずれも対前年比が4年連続で減少しています。一方、事業統合の影響で2007年におけるたばこ100万本当たりの廃棄物発生量は2006年比で4%増となりましたが、再資源化率は4ポイント減となりました。JTIにおける環境活動実績は事業統合にかかわらず確実に向上しています。

JTIの各工場では引き続き、エネルギー回収プロジェクトや建物の空調、ダンボールの再利用プロジェクト等、効率化を目指す様々なプログラムを実施しています。

### 喫煙環境改善とマナー向上への取り組み

(この項では、日本での取り組みについて説明します)

当社は、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向けて、大人の責任と選択でたばこを選んでいただいた大切なお客様が、マナーや吸われない方への配慮を忘れることなく、自分の愛するたばこを最大限に楽しんでいただきたいと願い、その願いを「SMOKERS' STYLE」と名づけ、様々な取り組みを進めることにより、たばこ事業を営む企業としての社会的責任を果たしたいと考えています。





関西国際空港 北ウィング喫煙場所



千代田区 祖橋公園喫煙所



JTアートホール室内楽シリーズ

## 様々な取り組みの一例紹介

### 喫煙場所設置

たばこを吸われる、吸われないに関わらず、すべての方が心地よく共存できるよう各自治体や駅・空港等の公共機関と協力して各地に様々な形で喫煙場所を設けています。

### 分煙コンサルティング

公共施設や商業施設、オフィスに対して、各施設の特徴や利用される方々のニーズに応じた「分煙コンサルティング」を実施しています。「たばこを吸われない方」に配慮した上で、「たばこを吸われる方」が満足いただける分煙方法についての知見提供・提案を無償でアドバイスしています。

### 喫煙マナー広告

喫煙マナーの向上は、喫煙される方一人ひとりのマナー向上が不可欠のものであると考え、身近な喫煙マナーの具体的なシーンを数多く紹介し、たばこを吸われる方にマナーについて改めて、「気づき」、「考え」、「行動」していただくことを目的に、「あなたが気づけばマナーは変わる。」という喫煙マナーキャンペーンを継続的に展開しています。

### ひろえば街が好きになる運動

マナー意識を高めていただくきっかけの一つとして2004年5月より、全国各地の祭事やイベント会場等で、自治体、学校、

ボランティア、各祭事の実行委員会や参加団体等様々な方と「ひろえば街が好きになる運動」という清掃活動を実施しています。2004年5月の活動開始からの実施回数が全都道府県で合計501回を突破し、968団体、約60万人の方々(2008年5月18日現在)に参加いただきました。

喫煙環境改善に向けての様々な取り組みについては、JTのホームページで詳しく紹介しています。

URL: <http://www.jti.co.jp/sstyle>

## JTグループの社会貢献活動

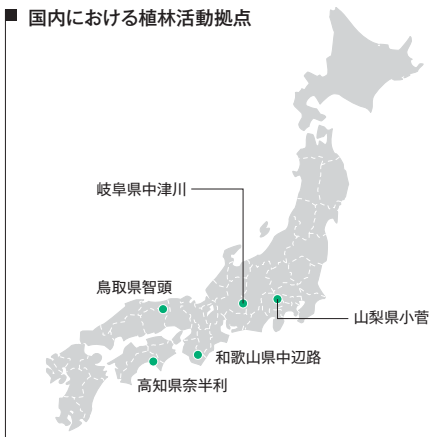
### 1. JTグループの社会貢献活動

JTグループでは、事業活動を行うすべての国や地域において、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、社会貢献活動に取り組んできました。グループ全体でより充実した活動を目指し、「JTグループの社会貢献活動の基本方針」を策定し、社会福祉、文化・芸術、環境保全、被災地域への支援を社会貢献活動における4つの重点分野と定めています。

### JTグループの社会貢献活動の基本方針

JTグループでは、社会の一員として、社会と共生する「良き企業市民」であることを目指し、継続的に地域社会に貢献し、

## 国内における植林活動拠点



JTの森 小菅(植林活動)

企業の社会的責任を果たしていきたいと考えています。

JTグループは、良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化を果たすため、以下を重点分野と位置づけます。

- 「社会福祉」
- 「文化・芸術」
- 「環境保全」
- 「被災地域への支援」

JTグループは、この重点分野の中から、自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するため、その地域社会において最も重要な課題について取り組んでいきます。

JTグループでは、この基本方針に基づき、社員自らの社会貢献活動への参加を奨励し、地域社会との共生が図れるよう、世界中で様々な社会貢献活動に取り組んでいきます。

## 2. 国内における取り組み

### 社会福祉

JTグループでは、良き隣人として地域コミュニティの再生と活性化に貢献したいと考え、「青少年育成に関するNPO助成事業」、「JTアジア奨学金制度」や「JT将棋日本シリーズこども大会」等様々なプログラムを実施しています。

全国各地にあるJTグループの事業所では、地域の祭事やスポーツ大会への協力、グラウンド等の社有施設を地域の方々へ開放する等、地域に根ざした様々な地域貢献活動を行っています。

### 文化・芸術

JTグループでは音楽をはじめ、文化・芸術の発展や向上に寄与する活動に取り組んでいます。

東京都港区虎ノ門の「JTアートホールアフィニス」では、クラシックの室内楽を中心とした文化的な催しを継続的に開催。音楽家の育成も含め、創造性を尊重した良質なコンサートを社会に提供しています。

また、日本のプロオーケストラ支援のため「アフィニス文化財団」を設立し、海外研修や公演助成、セミナーやコンサートの開催等芸術家の研鑽や文化振興を支援しています。

その他、たばこと塩に関する資料収集や調査・研究を行うとともに、展示やイベントを通じその歴史と文化を紹介する「たばこと塩の博物館」(東京都渋谷区)、生き物の多様性を研究し、展示や実験室公開等様々な方法で表現することで生命を考える楽しさを伝える「JT生命誌研究館」(大阪府高槻市)等JTならではのユニークな取り組みも行っています。

### 環境保全

JTグループでは事業を支える自然への感謝と地球環境を大切に思う気持ちから、「植林／森林保全活動」や事業所周辺での清掃活動といった「環境美化活動」等に取り組んでいます。

森の再生に取り組む植林／森林保全活動「JTの森」は、2005年に和歌山県中辺路からスタートし、山梨県小菅、高知県奈半利、鳥取県智頭とその活動場所を徐々に増やしてい



NPO助成事業(多摩川での自然観察会)



JT将棋日本シリーズ こども大会



アフリカにおける植林/森林活動(苗床の育成)

ます。2008年3月には岐阜県中津川の森が5か所目の「JTの森」として加わりました。

### 被災地域への支援

JTグループでは、国内外の地域で災害が発生したときには、グループ各社で連携し、被災地への支援活動に取り組んでいます。2007年は新潟県中越沖地震の被災地へ義援金や飲料を提供しました。

### 3. 海外における取り組み

JTグループでは、自らが事業を行っている地域社会の発展に貢献するために世界中で様々な社会貢献活動に取り組んでいます。その中心的な役割を果たしているのが、海外たばこ事業の中核として世界120カ国以上でJTグループのたばこブランドの製造・マーケティング・販売を統括しているJTI(JT International)です。また、JTI独自の活動に加え、アフリカにおける植林/森林保全活動等、JTグループとして地域社会の重要課題に取り組んでいます。

### JTIの社会貢献活動

JTIにとって、社会貢献活動は事業を行うそれぞれの地域社会への責任として不可欠な要素となっています。JTIでは、JTグループの社会貢献活動の基本方針にそった活動方針とガイドラインを定めて全社で共有し、社会福祉、文化・芸術、

被災地への支援の3分野で積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。

### 社会福祉

JTIでは、社会福祉分野における重点活動として高齢者支援及び成人識字率向上といったプログラムをグローバルに展開しています。

オランダでは、読み書きが満足にできないために社会参加に支障をきたしている約150万人の人々を支援しているレーゼン アンド スフレイヴェン財団に加入しています。JTIは、2007年から3年間のパートナーシップを締結し、読み書きが困難な人向けの本の出版費用を寄付しています。

JTIミラノでは、高齢者の支援を行うガーディアンと呼ばれるプロジェクトに参加しています。このプロジェクトは家庭訪問を手配したり、移動手段や買い物の支援を提供したり、行政や社会サービスの手続き等の手助けを行っています。これまでに3,600人を超える高齢のミラノ市民を支援してきました。JTIでは2006年から3年間のパートナーシップを締結し、パートナーである市民たちが最終的に自立できるよう、支援を続けていきます。

また、JTIでは2004年から4年間にわたり、セルビアで深刻化している家庭内暴力の問題に取り組むNGOに対する支援を行ってきました。ベオグラード市内の非公表で安全な家を家庭内暴力被害者に保護施設として貸し出す費用をJTIが





マリンスキー劇場(ロシア)

家庭内暴力被害者の保護施設  
(セルビア・ベオグラード)

高齢者支援(イタリア・ミラノ)

負担しています。この保護施設では、家庭内暴力の危険にさらされている女性や人身売買の犠牲者等を、数百人も保護してきました。

### 文化・芸術

JTIが事業展開する国際市場には、日本の豊かな文化・芸術についてまだまだ知られていないところが数多くあります。JTIは社会貢献活動の一環として、この状況を変えていくことに取り組んでいます。2007年は、JTIがスポンサーを務めたアテネでのイベントで、政府、実業界及び美術界からの招待者に、日本の着物の儀礼や伝統を紹介するという画期的な成果を得ることができました。

また、「薩摩焼パリ伝統美展」では、パリのセーヴル美術館での展覧会でJTIが主要スポンサーを務めました。この展覧会はセーブル美術館と鹿児島県等が開催したもので、茶道の「黄金期」と呼ばれる17世紀の薩摩焼の成り立ちや、薩摩焼がヨーロッパ、特にフランスに及ぼした芸術的影響が紹介されました。

2008年の初め、マリンスキー劇場への長期的な取り組みの一環として、JTIは、マリンスキー劇場創設225年を記念するイベントにスポンサーとして協賛しました。この記念イベントでは、劇場の長い歴史の中で上演されたオペラ及びバレエなどの場面を再現しました。また今後、マリンスキー劇場はロシア及び世界各国で記念公演を行っていきます。

### 被災地への支援

JTIは2001年、世界各国の恵まれない人々を支援するためにJTI財団を設立しました。特に地震や自然災害での被災者に対する支援に力を入れており、主要救援機関(NGO、赤十字社、政府機関等)と協力して活動しています。

JTI財団は、2007年8月にペルーを襲った大規模な地震による被害からの復興を支援するため、ペルー赤十字社に寄付を行いました。更に、ルーマニアではマルティーズ インターナショナルのルーマニア支部への寄付を通じ、2007年夏に猛暑と洪水に見舞われた地域に安全な水を供給するための井戸を掘る活動にも携わっています。

JTI財団は、災害直後の被災者の捜索・救助活動を行う団体であるGEAを支援しています。2008年には、GEAの捜索・救助活動のレベルを高めるために、今後3年間引き続き支援することにしました。これにより、GEAは必要な特殊機材を購入でき、被災直後2時間以内に救助活動ができるようになります。